



キャスト・ミャンマー・ニュース

# MYANMAR NEWS

2014年5月25日号  
[2014] 003

## ミャンマーにおける労働法の実務③ (ドライバーの残業時間等について)



弁護士法人キャスト  
弁護士 外山香織  
キャストコンサルティング(ミャンマー)有限会社  
コンサルタント シュエ・ウィ・イー

**Q** 現在会社の正社員として運転手を1名雇っていますが、日中の外出時だけでなく夜や週末の会食時にも車を利用する機会が多く、業務の性質上、どうしても事務系のスタッフと比べて勤務時間が長時間になりがちです。ミャンマーでは、ドライバーのような職種の残業時間の取り扱いについて特別のルールはないのでしょうか。

**A** 企業及び労働者法律検査局へのヒアリング結果によれば、ミャンマーでは運転手のような職種の労働時間、残業について特別に規定する法律は現時点では存在せず、通常ルール（一般企業の場合、残業の制限時間は1日につき3時間、1週間で20時間）が運転手にも適用されるとのことです。したがって、運転手については全般的に残業の制限時間が守られていないのが実情のようです。

日本の場合、労働基準法第41条第3号において、行政官庁（所轄の労働基準監督署長）の許可を受けることを条件として「断続的労働に従事する者」については労働時間、休憩及び休日に関する規定を適用しない旨が定められており、時間外・休日労働の割増賃金の支給の対象外となります（深夜業に係る規定は適用除外対象とはなりません）。「断続的労働」とは作業時間が長く続くことなく中断し、しばらくして再び同じような態様の作業が行われ、また中断するといったことが繰り返される労働をいい、労働基準局の通達等により、労働及び手待時間中の危険性や精神的緊張度の高い労働や、ある1日は断続的労働であっても他の日には通常の勤務を行うといった勤務体系の場合には「断続的労働」には該当せず、許可す

べきでないとされています。具体的には、役員専属自動車運転者（昭和23年7月20日基収【1】第2483号）は断続的労働として認められ、タクシー運転者（昭和23年4月5日基収第1372号）については否定されています【2】。

ミャンマーにおいても、業種に関わらず一律の制限を定めるのは現実に即していないとして、ドライバー、警備員、住み込みの家政婦等業種毎に労働時間を規律する法律の制定が検討され、実際に草案の起草が行われているとの情報も、企業及び労働者法律検査局へのヒアリングから得られております。したがって、（具体的な時期は不透明ではありますが）将来的には一定のルール設定がなされるものと思われれます。

なお、週の法定労働時間の範囲内である限り運転手について事務職員と異なる勤務時間を定めることは可能ですので、運転手の具体的な職務内容（運転手専属であるのか、他の職種と兼務しているのか）、利用形態に応じて勤務時間の設定を再検討することが当面の措置として考えられます。

- \* 企業及び労働者法律検査局及び労働者管理局へのヒアリング結果によれば、一般企業の週の法定労働時間は、店舗及び商業施設法（Shops and Establishment Act, 1951）に従い週48時間として管理されているとのことです。「1週間の労働時間は通常の企業は44時間まで」とした昨年5月開催の労働法セミナーの配布レジュメ（10頁1行目）の記述に誤りがございましたので、本書により訂正すると共に深くお詫び申し上げます。

以 上

---

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

【本ニュースに関するお問い合わせ】

**キャストコンサルティング（ミャンマー）有限会社**  
No.244/254, Room(102), 10 floor, Mingalar Condo, Seikkantha Street(Upper), Kyauktada Township, Yangon, Myanmar  
TEL +95-1-392789～90 担当：シュエ、ノー  
E-mail : [info@cast-consulting.com.mm](mailto:info@cast-consulting.com.mm)

※1 本資料におけるミャンマー法に関する情報は、法文の記載内容、ミャンマーにおける関係局への聴取結果によります。

※2 本資料に関する著作権は弊社グループ又は弊社グループに所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。

【キャストグループ】 法務・労務・会計・税務のワンストップサービス <http://www.cast-group.biz/>  
ヤンゴン 東京 大阪 北京 大連 上海 蘇州 広州 深セン 香港 ホーチミン

1 労働基準局長が疑義に応じて発する通達

2 タクシー運転者については、労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）において拘束時間や時間外・休日労働の限度等が定められ、指導が行われています。